

生活保護制度の概要

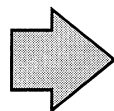
1 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
→ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを利用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

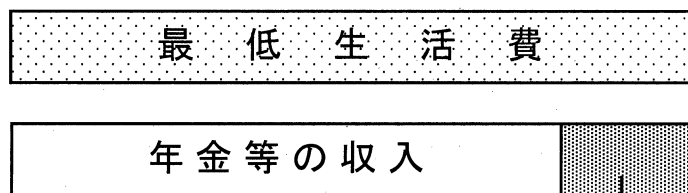
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

自立の助長

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導

2 生活保護基準の内容

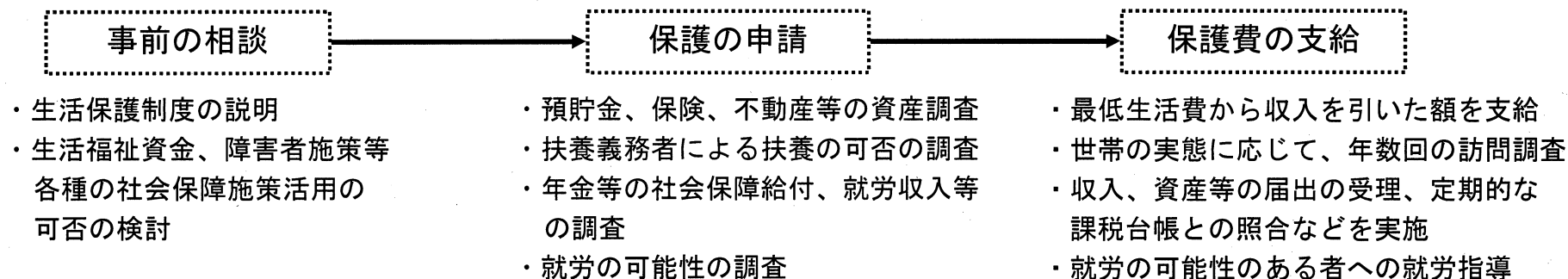
生活保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。（生活保護法第8条第2項）

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用（年齢別に算定） ②光熱水費等の世帯共通的費用（世帯人員別に算定） を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。（障害者加算等）
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払（本人負担なし）
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払（本人負担なし）
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

3 生活扶助額の例 (平成21年12月～)

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	167,170円	130,680円
高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	182,900円	147,300円

4 生活保護の手続



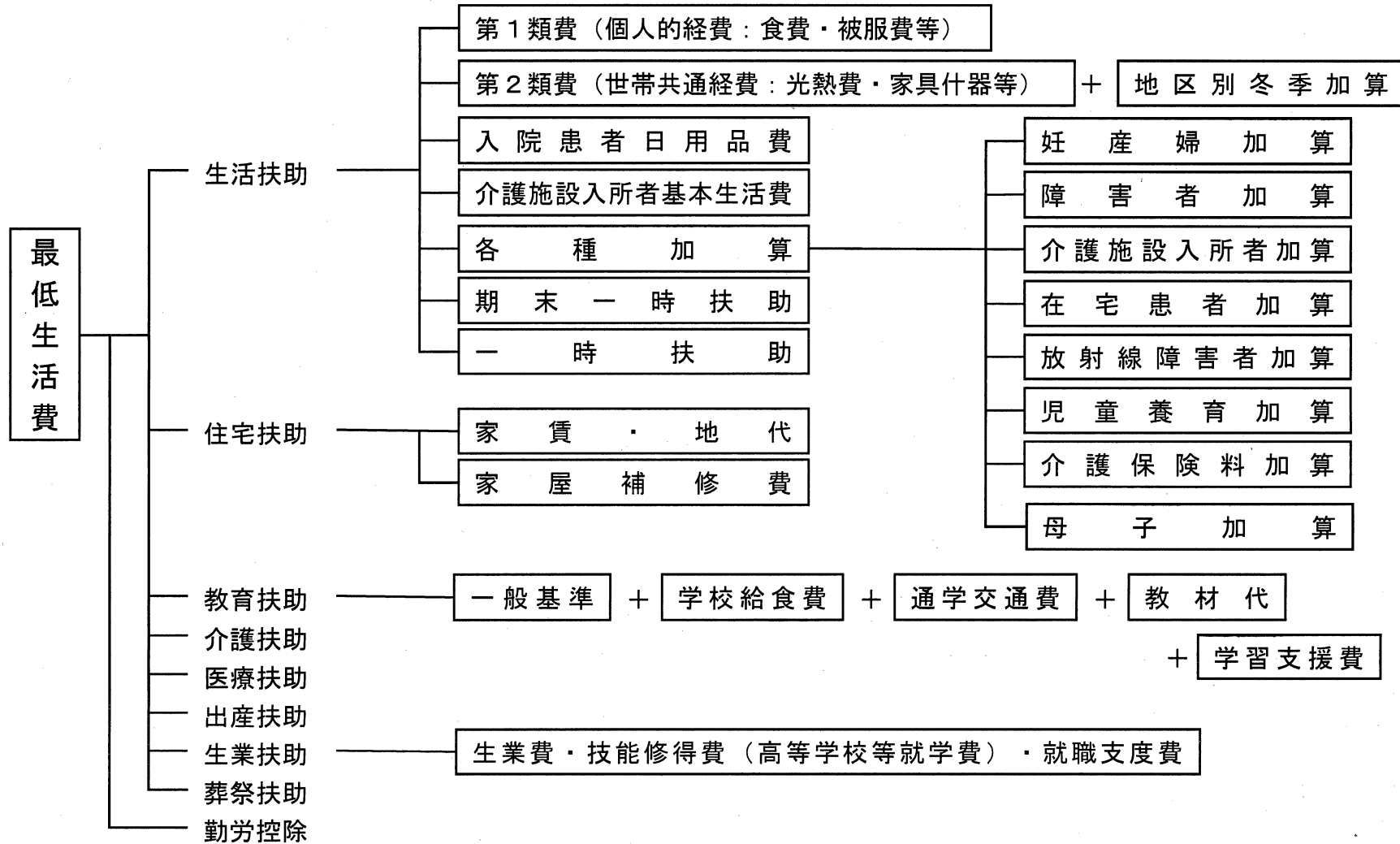
5 保護の実施機関と費用負担

- 都道府県(町村部)・市(市部)が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

生活保護基準の概要

最低生活費の体系

○ 最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯の構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。



生活保護制度における最低生活費の算出方法（平成21年12月～）

【最低生活費＝①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦】

① 生活扶助基準(第1類費)

(単位:円)

年齢	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200
3～5	26,350	25,160	23,980	22,790	21,610	20,420
6～11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400
12～19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70～	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

世帯構成員の数が4人の世帯の場合は、第1類費の個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額をその世帯の第1類費とし、世帯構成員の数が5人以上の世帯の場合は、同じく合算した額に0.90を乗じた額をその世帯の第1類費とする。

② 生活扶助基準(第2類費)

(単位:円)

人員	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3人	53,290	50,890	48,490	46,100	43,700	41,300
4人	55,160	52,680	50,200	47,710	45,230	42,750
5人以上1人を増すごとに加算	440	440	400	400	360	360

①級地別に入院患者、施設入所者、出稼者を除いたすべての世帯員を合計する。

②冬季(11月～翌年3月)には地区別に冬季加算が別途計上される。

③ 加算額

(単位:円)

加算できる対象		加算額		
		1級地	2級地	3級地
障害者	身体障害者障害程度等級表の1・2級に該当する者等	26,850	24,970	23,100
	身体障害者障害程度等級表の3級に該当する者等	17,890	16,650	15,400
母子世帯等	児童1人の場合	23,260	21,640	20,020
	児童2人の場合	25,100	23,360	21,630
	3人以上の児童1人につき加える額	940	870	800

①該当者がいるときだけその分を加える。

②入院患者、施設入所者は金額が異なる。

③このほか、「妊婦・産婦」などがある場合は、別途、妊婦加算等あり。

④児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者。

⑤ひとり親については、「障害者」に対する加算と「母子世帯等」に対する加算は併給できない。

④ 住宅扶助基準

実際に支払っている家賃・地代

1級地	円以内 69,800
2級地	円以内 69,800
3級地	円以内 53,200

(東京都の例)

最低生活費認定額

このほか、出産、葬祭などがある場合は、それらの経費が一定額加算される。

⑦ 医療扶助基準

費診の療平均にかかった医療

⑥ 介護扶助基準

介居宅介護費の平均にかかった

このほか必要に応じ教材費などの実費が計上される。

⑤ 教育扶助基準、高等学校等就学費

区分	基準額	学習支援費
小学生	円 2,150	円 2,560
中学生	円 4,180	円 4,330
高校生	円 5,300	円 5,010

最低生活保障水準の具体的事例（平成21年12月～）

1. 標準3人世帯【33歳、29歳、4歳】

（月額：単位：円）

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助（第1類費・第2類費）	162,170	154,870	147,580	140,270	132,980	125,680
児童養育加算	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
住宅扶助（注1）	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	236,970	218,870	205,580	191,270	178,080	164,780
就労収入から手元に残る額（勤労控除）（注2）	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

2. 高齢者単身世帯【68歳】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助（第1類費・第2類費）	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
住宅扶助（注）	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合計	134,520	122,190	114,540	105,310	97,260	88,840
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の上限額の例である。

3. 母子世帯【30歳、4歳、2歳】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助（第1類費・第2類費）	142,800	136,370	129,950	123,520	117,100	110,670
児童養育加算	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
母子加算	25,100	25,100	23,360	23,360	21,630	21,630
住宅扶助（注1）	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	252,700	235,470	221,310	207,880	193,830	181,400
就労収入から手元に残る額（勤労控除）（注2）	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

生活扶助基準改定率等の年次推移

実施年月日	標準世帯基準額 (1級地)	改定率	備	考
	円	%		
昭和 21. 3.13	199,80			
21. 4. 1	252			
21. 7. 1	303			
21. 11. 1	456			
22. 3. 1	630			
22. 7. 1	912			
22. 8. 1	1,326			
22. 11. 1	1,500			
23. 8. 1	4,100			
23. 11. 1	4,535			
24. 5. 1	5,200			
26. 5. 1	5,826			
27. 5. 1	7,200			
28. 7. 1	8,000			
32. 4. 1	8,850			
34. 4. 1	9,346			
35. 4. 1	9,621			
36. 4. 1	10,344	116.0		
37. 4. 1	12,213	118.0		
38. 4. 1	14,289	117.0		
39. 4. 1	16,147	113.0		
40. 4. 1	18,204	112.0		
41. 4. 1	20,662	113.5		
42. 4. 1	23,451	113.5		
43. 4. 1	26,500	113.0		
44. 4. 1	29,945	113.0		
45. 4. 1	34,137	114.0		
46. 4. 1	38,916	114.0		
47. 4. 1	44,364	114.0		
48. 4. 1	50,575	114.0		
49. 4. 1	60,690	120.0		
50. 4. 1	74,952	123.5		
51. 4. 1	84,321	112.5		
52. 4. 1	95,114	112.8		
53. 4. 1	105,577	111.0		
54. 4. 1	114,340	108.3		
55. 4. 1	124,173	108.6		
56. 4. 1	134,976	108.7		
57. 4. 1	143,345	106.2		
58. 4. 1	148,649	103.7		
59. 4. 1	152,960	102.9		
60. 4. 1	157,396	102.9		
	(124,487)			
61. 4. 1	126,977	102.0		
62. 4. 1	129,136	101.7		
63. 4. 1	130,944	101.4		
平成 元. 4. 1	136,444	104.2		
2. 4. 1	140,674	103.1		
3. 4. 1	145,457	103.4		
4. 4. 1	149,966	103.1		
5. 4. 1	153,265	102.2		
6. 4. 1	155,717	101.6		
7. 4. 1	157,274	101.0		
8. 4. 1	158,375	100.7		
9. 4. 1	161,859	102.2		
10. 4. 1	163,316	100.9		
11. 4. 1	163,806	100.3		
12. 4. 1	163,970	100.1		
13. 4. 1	163,970	100.0		
14. 4. 1	163,970	100.0		
15. 4. 1	162,490	99.1		
16. 4. 1	162,170	99.8		
17. 4. 1	162,170	100.0		
18. 4. 1	162,170	100.0		
19. 4. 1	162,170	100.0		
20. 4. 1	162,170	100.0		
21. 4. 1	162,170	100.0		

注) 1 ()は昭和61年4月1日との比較のために、昭和60年4月1日における標準3人世帯基準額を記載したもの
 2 昭和62年4月1日以降の基準額は、1級地-1の基準額を記載した

生活扶助基準の改定方式の変遷

① 標準生計費方式（昭和21年～22年）

当時の経済安定本部が定めた世帯人員別の標準生計費を基に算出し、生活扶助基準とする方式。

② マーケットバスケット方式（昭和23年～35年）

最低生活を営むために必要な飲食物費や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を算出する方式。

③ エンゲル方式（昭和36年～39年）

栄養審議会の答申に基づく栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げて計算し、別に低所得世帯の実態調査から、この飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数の理論値を求め、これから逆算して総生活費を算出する方式。

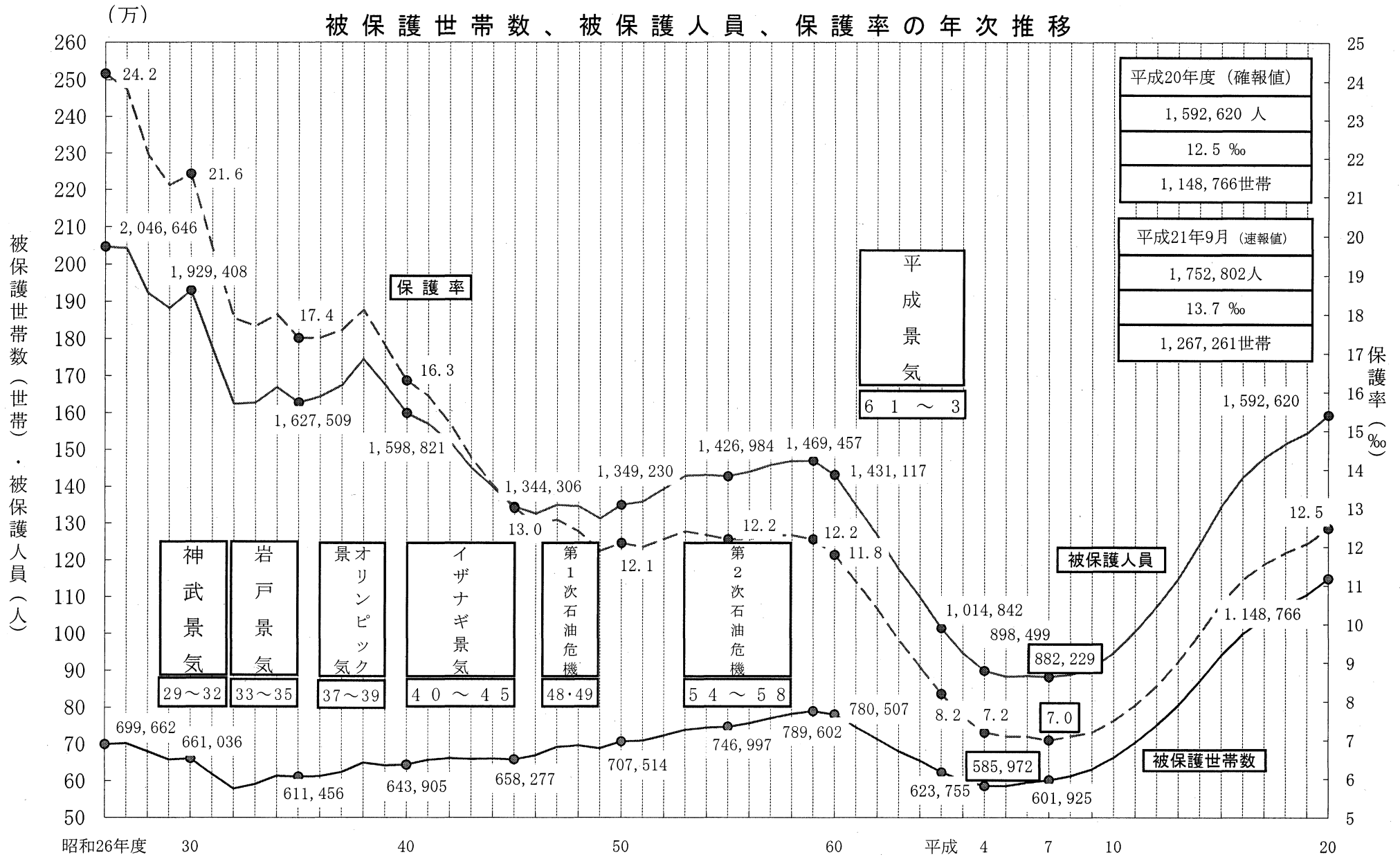
④ 格差縮小方式（昭和40年～58年）

一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小させようとする方式。

⑤ 水準均衡方式（昭和59年～現在）

当時の生活扶助基準が、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図るという方式。

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：福祉行政報告例より保護課にて作成

保護費の構図

(平成21年度補正後予算ベース)

保護費の総額及び扶助の種別等の構成

総額:2兆8,318億円				
生活扶助 9,187億円 32.4%	住宅扶助 4,101億円 14.5%	医療扶助 1兆3,988億円 49.4%	介護扶助 707億円 2.5%	その他 335億円 1.2%

※国庫負担額は上記の3/4である。